

令和3年第1回美祢市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年 1月 15日(金) 午後2時

2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室

3 出席農業委員

議長	山本 正二				
1番	井上 建夫	2番	井町 哲	3番	村上 浩一
4番	縄田 善博	5番	倉増 知	6番	安部 好恵
7番	俵 薫	8番	中嶋 誠	9番	石田 健治郎
10番	萬代 泰生	11番	伊藤 美和子	12番	前田 耕次
13番	伊藤 新司	15番	馬屋原 眞一	16番	岸 英法
17番	武藤 康志	18番	安富 法明	19番	山本 正二

4 出席推進委員

永嶺 達也	大橋 つや子	三戸 勲
安永 彰	岩山 澄男	佐藤 和美
山田 孝治		

5 欠席農業委員 14番 中野 修

6 欠席推進委員

7 事務局 事務局長 落合 浩志 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今から令和 3 年第 1 回総会を開会いたします。総会を開会する前に一言ご挨拶をさせていただきます。改めまして新年明けましておめでとうございます。昨年は子年ということでねずみは農家の色んな財産を食い荒らしてということで、私の挨拶も今年は大変な年ですよと言いましたら、大変どころじゃない年になりました。まあみなさんに私が言った故に迷惑をかけたと思って反省をしております。今年はですね、それこそ、なんでもですが、大きな物の中に何でも小さな所があるとゆうふうな年で九牛の一毛という言葉がございます。九頭の牛の中の本一の毛という意味なんですけれどもこれにあやかってですね、本当にそれともうひとつは、牛というのは農耕に関しては非常に大きな役割を果てしていたものでございます。そうゆうふうな年ですので、今年はそれにあやかって本当に農家にとっても国にとっても世界中のあらゆるものにとっていい年になりますようにということを願って私の新年の挨拶に代えさせて頂きたいというふうに思います。今年も色々無理難題をお願いすることがあるかと思いますが、御協力よろしくお願いいいたします。それでは、本日の欠席委員をというより出席委員を申し上げます。19名中18名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。ちなみに欠席委員、14番中野委員でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしようと思っておりますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、ありがとうございます。それでは指名いたします。10番 萬代委員さん、12番 前田委員さん。よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

	<p>2件目。遠方に居住している譲渡人より空家を購入し、併せて農地も譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすと見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号から第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。遠方に居住している譲渡人より空家を購入し、併せて農地も譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は後程説明いたします報告第1号により空家に付随する農地の別段の面積の要件を満たしております。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号から第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。本来であれば、ここで現地調査をされました委員の報告を求めるところでございますが、私、美祢市が合併しまして3回の農業委員会以外ずっと会長して、ここに座っておりますが本当に珍しい事がありまして、3条全て現地調査を行っておりません。というのが全てが新規就農者ということでございます。これも非常に珍しい事じゃないかなというふうに思っております。強いて言えば地元委員さんにより何かこの件につきまして、報告等ございましたらお願いいたします。</p> <p>1番。●●●。欠席ですね。中野さんが一番よくご存知の所じゃないかなというふうに思います。</p> <p>2番。●●。担当は、推進委員さん。</p>
安永推進委員	<p>推進委員の安永です。これ、現地調査はしてないですけど、今の農地の現況確認だけ行ったんで、転用されるという話は聞いてっただんですけど、それ以上はちょっとよくわかりません。</p>
議長	<p>はい、わかりました。</p>
安永推進委員	<p>ご審議お願いします。</p>
議長	<p>3番。●●。</p>

鮎川推進委員	嘉万の鮎川です。先程、小幡主事が申しましたように、ページ10ページ、11、12の報告1のところの説明求められという事ですので、その時でよろしゅうございましょうか。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は、原案の通り決定をいたします。それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請者は市内に居住する林業・農業を営む者です。申請地は、●●●●●から南東へ4.4kmの位置にある圃場整備されている第一種農地です。息子夫婦と同居しており、駐車場が不足しているため、車庫1棟、駐車場3台分を設置するものです。第一種農地の転用ですが住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し許可の対象となるものです。この案件について農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は市内に居住する農業を営む者です。申請地は、●●●●●から西へ1.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。鳥獣被害があり、水路もなく耕作困難なため、スギ1030本を植林するものです。この案件については農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それではですね。番号1につきまして、倉増委員の関係の農地でございます。倉増委員の退席をお願いいたします。（倉増委員退席）それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。1番のみでございます。よろしくをお願いいたします。

<p>俵委員</p>	<p>7番の俵です。去る1月7日の日、大変雪で寒い日になりましたが、山本会長、中嶋委員、私3名と事務局、また、それぞれの地域の推進委員のみなさんとで現地調査を行ってまいりました。そのご報告を申し上げます。</p> <p>まず、1番ですが、これは●●の●●というところで、なかなか分かりところなんですが、●●●●●●というのをご存知でしょうか。●●●●●●から北に向かって、4、500mぐらいですか、の一番登りつめた農地になるんですが、後ろは山林しかも急な急勾配の農地でありますので、田があるかなというぐらいの感じのところでありまして、ここを農地にされて車庫を置かれても周囲に対して影響は何らないようなものというふうに見てまいりました。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>岩山推進委員</p>	<p>大田地区推進委員の岩山です。当日、俵委員さん、他、現地調査行いまして、周辺農地の支障になんら問題はないと考えます。審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは番号1のみ、採択に移りたいと思います。議案第2号 番号1について、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>挙手。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号の1につきましては原案の通り決定をし、常設審議委員会に附します。それでは、番号2につきまして、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>俵委員</p>	<p>まず場所ですが、●●の●●●●の交差点から●●の方に向かいまして、4、500mですかね、下がったところで、●●●と交差する橋がかかっている手前でございます。ここを植林という事でございますが、この農地の上側がもう山林でございまして、下に1枚農地があるわけですが、それもあと議案で出て参りますが、太陽光にするということで、周辺に農地も無く、ここを植林されても問題はないというふうに思います。以上です。よろしくお願いいたします</p>

議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。
安永推進委員	真名の推進委員の安永です。申請者は高齢者のため、ため池からの用水を取りにくいということで植林を希望されているということです。以上です。よろしく協議をお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。若干補足をしておきますけれど、畑というふうになっておりますけれど、どうも昔は水田で作っておられた時期もあるようでございます。ため池からの距離は約3 kmくらいあるようで、もう水路自体全く機能してない。次に5条でその隣接の農地がまた出てまいりますけれど、その為にもう耕作は出来ないということで、一時は減反ということで大豆等植えておられた様ではございますけれど、きれいには監理はされておりますけれど、この度この様な形で植林をしたいということで出てきた次第でございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第2号 番号2について、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号 番号2を原案の通り決定をし、常設審議委員会に附します。続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請者は市内に本店を置く運送業を営む法人です。申請地は●●●●●から北東へ1. 3 kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。社用車等の駐車場が不足しているため、申請地を取得し駐車場12台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請者は●●●●●に本店を置く建設工事業を営む法人です。申請地は●●●●●から北へ1. 2 kmの位置にある圃場整備されている第1種農地です。申請地を借り受け、●●●●●への貸店舗用地、貸駐車場を設置するものです。第1種農地の転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施工規則第33条第4号に該当し許可の対象となるものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当

議長	<p>回答されましたので出されたもんだと思います。ご審議をお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をし、常設審議委員会に附します。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から北に1. 2kmの位置にある農用地区域内農地です。自己用住宅、駐車場を設置するための除外申請です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から南東に1. 8kmの位置にある農用地区域内農地です。資材置場を設置するための除外申請です。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●から西に2. 3kmの位置にある農用地区域内農地です。植林をするための除外申請です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
中嶋委員	<p>8番中嶋です。1番の分ですが、●●●●●の●●●●●、●●●●●のバス停から●●●●●方面に約200m位行って、それからちょっと右に入った所ですぐ地権者の●●●●●さんがおられまして、その前の農地を住宅と自分の駐車場にしたいということで、周りも田んぼですので、何ら影響がないというふうに考えております。</p> <p>2番目の片山ですが、これといって目印はないんですが、●●●●●さんがすぐ近くにありまして、それから●●●●●側に約300m位ですか行った所にちょうど角地ていうか、道路が2面ありまして周りも何もない様で会長さんの話だと今回行ったとききれいにあったというふうに言われてました。何ら資材置場にするには問題ないと思います。</p>

	<p>3番目の●●ですが、●●●のバス停のすぐ横でございまして、見ると今まではどうも梨園をされてたようでして、それを全部切られて、クヌギを植えられるというふうにおっしゃってました。周りも民家は道路を挟んで民家はありますが、全く問題はないというふうに考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さんより補足説明ございましたら、お願いします。</p>
大石推進委員	<p>はい、推進委員の大石です。今、委員さんの方から報告ございましたんで、特段説明することはございませんけども、ただ1点だけ報告しておきたいのは、地権者がいらっしゃいますけども、開発者は地権者のお孫さんだと、今●●の方に出て子供も大きくなってきたと、従って子供が、孫が帰ってくるっていうんで農地を提供したいということでございますんで、それを含めてひとつご審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。</p>
三戸推進委員	<p>秋吉の推進委員の三戸でございます。2番の資材置場の件ですが、この農地は畑地として申請が出されておりましたがここ近年畑物を作っていないんです。2年か3年くらいは畑を作らして、それから考えようじゃないかという話であったんですが、よろしくご協議の程お願いいたします。</p>
永嶺推進委員	<p>別府の永嶺です。補足説明は特にございません。ご協議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。私の方からみなさんに補足しておきます。2番の件でございますけれど、これは畑地造成で造成が出た土地でございます。一番広い方の網目がかかっている部分につきまして、これは畑地造成の完了が既に出ております。小さい方の2つにつきましては畑地造成の取り下げが出て原野化しております。この間に水路がございましてイノシシがかなり頻繁に出没するようございまして、もう水路も完全に埋まった状態になっております。そうゆう中でまだ1作もされていないということで、畑地造成の2作以上はやらなければいけないという申し合わせ事項のようなものがございます。これに鑑みまして今回除外が認められればですね、その後出来たら、出来たらじゃなくて地主の方に対して、今後こうゆうことをしてもらった困りますよという事で嚴重注意並びに始末書の提出を求める必要があるんじゃないかなということで、申請を出された方に対しては口頭で申して帰りました。後はみなさんのご意見を伺ってどのように処理するかという事は、決定していきたいというふうに会長としては思っております。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。ひとつ申し上げておきますけれど、あくまで除外申請でございますので、農地が農地でなくなるということではございません。いずれ、4条なり5条での転</p>

	用が出てくるんじゃないかと思います。その時に転用を認める認めないことは、もう一度みなさんと審議する機会があるというふうに私は考えております。如何ですか。意見がないようでしたら、採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移ります。議案第4号につきまして、原案に対し、当番委員の報告による協議結果の意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。賛成多数。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方に報告いたします それでは、続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	それでは、本日お手元に別冊で配布しております、令和3年1月29日告示、令和3年2月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回は全体で4筆でございます。利用権設定面積は新規のみで、合計で6,663㎡、貸し手が3名、受け手が1名でございます。内訳は4ページ目の通りでございます。いずれも農地中間管理事業による山口農林振公公社に対する貸付でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員の方より何かご意見等、補足等ございましたらお願いいたします。
永嶺推進委員	はい、別府の永嶺です。特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。委員のみなさんより、何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたい思います。議案第5号について、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは議事順位第6 報告第1号 空家に付随する農地の指定についてを、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>この度空家バンクに登録された空き家に付随する農地4筆について申請がありました。場所は●●●●●です。</p> <p>この農地につきまして、1月6日に鮎川推進委員と現地調査をしており、議案13ページ的美祢市空き家に付随する農地の別段の面積取扱い要綱の第4条の適用条件を満たしておりますので12ページのとおり公示することを報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元担当委員の方より報告をお願いいたします。</p>
鮎川推進委員	<p>今、小幡職員が申された通り、1月6日午前10時に現地で合流いたしまして、現地を調査したうえで、この報告通り問題ないということで、よろしくをお願いいたします。なお、小幡職員にもお伝えしましたが、この農地の隣地の方が私を地権者と間違えて、立木の枝葉が随分隣地の方へ差し込んでおるので、枝を切ってもらいたいということでもございましたので、小幡職員にも写真を撮ってもらい、地権者並びに関係者にお伝えするようということをお願いをしているところでございます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。</p> <p>ちょっと参考までに教えてください。先程総会が始まる前に岸委員より、ちょっと話があったんですが、たまたまなんですが、今回の農地所有適格法人の報告書の中に●●●●さんという名前が出てきまして、利用権の設定により、法人の構成員の中に含まれておりますが、この農地については、その辺りについてはどうなんだろうねという話で。私見た所面積が小さいんで法人に貸付はされてないんじゃないかなという話はしたんですけど、その辺について事務局の方何か把握してるようでしたら報告を。</p> <p>はい、鮎川さん。</p>
鮎川推進委員	<p>法人の関係者としておりますので、この他の農地につきましては、とうに相続人お父さんお母さんもすでに亡くなられてこの相続人として長女、次女、この方2名が農地の相続人としてですね、あと、日常の作業はされませんでしたので利用権設定以前はされておりましたが、法人を立ち上げるについて圃場整備された農地についてはお預かりをし、これまで隣接した農地については自己</p>

	管理という形です。ね保全されているというのが現状でございます。
議長	ありがとうございます。それでは利用権設定はされていないという事でいいですね。
事務局	はい、されていません。
議長	ありがとうございます。只今の報告案件につきまして、みなさんの方より何かご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言等ないようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。 議事順位第7 報告第2号 公共工事に伴う転用届出についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 こちらの場所は、先月、農地法第5条で審議いただいた農地付近になります。申請地を借り受け、工事中仮設道路として令和3年3月26日までの一時転用です。 以上報告いたします
議長	はい、ありがとうございます。地元の委員より何か補足等ございましたらお願いいたします。 大橋さん。
大橋推進委員委員	現地調査は私用で欠席しましたが、今現在工事が行われておりますので、特に問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）特に発言ないようでございますので、報告第2号につきましては終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	13件朗読。 1件目。これから自己管理されるため、双方の合意により解約されたものです。

	<p>2 件目。農地法第 5 条転用のための権利移動許可申請のため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>3 件目～5 件目。機械が壊れ耕作管理が困難となったため、双方の合意によって解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>6 件目。耕作が不便なため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>7 件目。体調不良で耕作管理が困難なため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>8 件目、9 件目。これから自己管理されるため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>10 件目。これから所有者が耕作されるため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>11 件目～13 件目。病気のため耕作管理が困難となったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。6 番、7 番につきまして、地元委員さん、次の耕作者については何か当てがありますか、ないですかということから、●●ですから。倉増さん。</p>
岩山推進委員	<p>次の耕作者の件ですが、いろいろ当たっているところではございますけど、やはり●●●の●●でも一番北側になりますし、猪の運動場みたいですのでなかなか後やろうという方がいらっしゃいません。もう少し頑張って当たってみます。</p>
議長	<p>では、倉増さんもよろしくお願ひします。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございませうか（「はい」の声）特に発言等ないようございませうので、報告第 3 号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第 9 報告第 4 号 農地転用現況証明について、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>申請が 1 筆。20 年以上前より、駐車場として利用され現在に至ります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願ひします。</p>

<p>俵委員</p>	<p>7番の俵です。場所は分かりにくいんですが、●●●●●の●●の●●●●●から●●方面に約1km位行った所の高速道路の近くの土地でございます。写真を見て頂いたら分かります。また、これはですね、今日の議案第1号の2番目の空き家を買って新規就農するというその農地でございます。今建っている家から見られてのこの写真なんですが前に駐車場と庭のような、倉庫があって庭のような状態になっているという感じの場所でした。状態が20年以上続いているということで、問題ないかというふうに考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
<p>安永推進委員</p>	<p>真名の推進委員の安永です。俵委員の言われた通り、問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。私の方から一言。補足ではありませんけれど。これまで過去私5回か6回行っております。現況証明が出たり、いろんな形でですね何回も何回も行ったところで、その都度新しい買い主が決まったんでという話で行きましたけど、今回の様にきちんとして最後まで出てきたというのは今回が初めてでございます。やっとなんか行かなくて済むようなかなというふうに思っております。良かった良かったということでございます。委員のみなさんより何か質問等ございましたらお願いいたします。特に発言無いようでございますので、以上で報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第10 報告第5号 農振法に基づく農用地の軽微な変更についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南東に1.8kmの位置にあります。農業用倉庫を設置するための農地の用途区分の変更です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から南西に2.3kmの位置にあります。農業用倉庫を設置するための農地の用途区分の変更です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>中嶋委員</p>	<p>8番、中嶋です。1番の●●ですが、●●から●●方面へ向かいまして、●●●●●の●●●●●がありますが、それを右に曲がって、300m位行ったところに、地図でもございますが、ちょうど真上に●●●●●が工事中かな、通っていました。その真下で</p>

	<p>ございまして、農業用倉庫を作りたいということで、周りは広くなんなら障害はございませんので問題ないと思います。</p> <p>2番目の綾木の瀬々川ですが、場所的にはすぐ近くに●●●●●がございました。100m位しか離れてないかなと思ひまして、こちらも農業用倉庫を作りたいということで、特に問題はないかと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足ございましたらお願ひいたします。</p>
岩山推進委員	<p>大田の推進委員の岩山です。周辺農地の支障に何ら問題はないと思ひます。審議の程よろしくお願ひします。</p>
佐藤推進委員	<p>2番目の●●の件ですが、担当委員の佐藤です。農業委員さんが言われましたように、何ら問題はないと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。実は私の方からちょっと一言申し上げておきます。2番の件につきましては、先月1度、軽微な変更で出てきた所でございます。実はですね、これ境界がはっきりしてなくて、道路の境界も水路の境界もはっきりしてありませんでした。今回その点につきましてきちんと境界が分かるようにして頂きまして、再度出された案件でございます。補足にはなりませんかもわかりませんが、そういう事でございます。委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願ひいたします。</p>
馬屋原委員	<p>馬屋原ですが、軽微な変更というのは面積はどう、参考までにちょっと聞いてみる。</p>
事務局	<p>うちも面積のことでよく分からなかったので、担当課の農林課の方に聞いたんですけど、この軽微な変更については農業用の施設のために申請されるのであれば、特に面積要件はないと伺っております。</p>
議長	<p>私的には、概ね200㎡位までじゃないかなというふうには思っています。1000㎡も500㎡も軽微な変更でやられるということはちょっとこれは問題じゃないかと。農業関係で200㎡まではというやつがございますからこれがやはり上限になるんじゃないかなというふうには思っております。</p>
馬屋原委員	<p>●●●もあるよ。●●●て書いちゃう。こういう書き方はいけん。</p>

議長	あとは、ケースバイケースだと思うんですけど、これはですね。実は●●●●●の上に高速道路が通っておるんですが、その高架の下でこれこの工事によって残った残地なんです。三角の。その中をわずかに200㎡どうかするとかいうのはちょっとかなり困難じゃないかなというあたりもありまして今回はこれは認めていいんじゃないかなというふうに現地調査の中で見てきた次第でございます。だから、あくまで200㎡というの私は概ねだというふうに思っております。
馬屋原委員	上限内じゃないということ。
議長	上限内ということでございます。
馬屋原委員	上限にならんということ。
議長	ならないです
馬屋原委員	次からこれがOKなら出るかも知れんね。
議長	出ますね。それは、私もそう思います。ですので、やはりこのような公共工事の中で分断されて、ほんの一部三角形で残ってますんで、これはいた仕方ない。実際に有効利用できるのこの面積残りを出来ないというふうに見ております。意見が出ましたけども他にご意見ございませんか。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは意見も出尽くしたというふうに思います。よって報告第5号を終わらせていただきます。 それでは議事順位第11 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 農事組合法人●●●●●から提出がございました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。これらの報告書につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございます

	<p>か。特に発言ないようでございますので、報告第6号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、その他の項に移りたいと思います。今月は農業相談日の予約はございませんでした。よって行っておりませんので、特に報告はございません。委員のみなさんより何かご意見等、ご提案等ございましたらお願いいたします。無ければ、私の方から1点ほどみなさんに報告といたしますか、提案をさせて頂いております。実はこの程、県より今年度の作付、今年度といたしますか今年の作付の種もみにつきまして、補助金を出すということが正式に私は文章で頂きました。それを読んだところによるとJA、農協さんより購入した種もみで確認ができるものというふうなことが書かれております。いろんな形で農業を米作りをやっておられる方いらっしゃると思います。例えば、古い昔の品種は私も一時作った事があるんですが、あさひとか色んな品種がございます。このような品種を実際に農協さんより種もみを購入しようと思っても無理だと、一般の種材を売ってる会社等から種もみを購入しておられる方もかなりあるんじゃないかというふうに私は思っております。それともうひとつは種もみではなくて、苗を買っておられる方もいらっしゃいます。この方たちについての分も頂いた中の文章の中には何一つ触れられておりません。ですのでこうゆうふうないろんな思いといたしますか不平等といたしますか補助金についてはちょっと問題があるんじゃないかという事で、1月の県の常設審議委員会で質問をし、県の方に考え方を改めて、要するに私が思っているのは、作付面積、要するに作付された面積に対して種もみの補助金として全農家に対して、助成をするのが一番合理的であり、平等差を出さないじゃないかというふうに私は考えております。そのような質問をしようゆんで只今準備をしておりますので、それに対する県からの回答につきましてもまた、機会がございましたらみなさんの方に報告をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。他に無いようございましたら、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>来月の日程についてでございます。日程表、A4、1枚紙でお配りしておりますのでご覧ください。令和3年2月の日程につきましては、総会は2月の16日、火曜日、午後2時から、場所はここ美祢市民館2階の大会議室で行います。農業相談日は、2月の9日、火曜日、時間は9時から11時30分まで、美祢地区が萬代委員さん、美東地区が井上委員さん、秋芳地区が俵委員さんでございます。現地調査は、実施日は2月の8日、月曜日、時間は9時から16時までの予定でございます。担当委員さんは石田委員さん、倉増委員さんでございます。集合場所は農業委員会事務局に8時50分までに来てください。来月の日程につきましては、以上でございます。</p>
事務局	<p>号令</p>

午後15時10分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和3年1月15日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

